

補助手宿直手當復活の件

提案 電車部

理由
省略
實行方法 本部一任

提案(以下)自動車部

9 有給性理休暇七日間獲得の件

本部費値下げ(十錢)に關する件

20 初任給引上に關する件

20 車掌勤務時間六時間制實施に關する件

6 被服貸與期間復活の件

20 昇給率増額に關する件

理由省略

ことを得、但し第二條に該當せざるものと雖も中央委員會に於て特に認められたる者は此の限りにあらず
第四十一條 本組合に加入せんとする者は本部又は支部に出づべし
第四十二條 本組合員にして第二條に該當する資格を失ひたる時は脱退と看做す、但し本組合のため失格したる者は此の限りにあらず

第八章 規 律

第四十三條 本組合員にして左の二つに該當するものは大會又は中央委員會に於て除名す

- 一、組合の規約綱領に違反したるもの
- 一、組合の面目を毀損したるもの
- 一、組合の統制を紊したるもの

第四十四條 本組合を除名されたるものは基金其他組合に對する一切の權利を失ふものとす

第九章 附 則

第四十五條 本則は大會の協賛を経るにあらざれば加除更改するを得ず

第四十六條 本則は昭和八年十一月一日より之を施行し昭和八年六月十三日制定の本部規約は本規約實施と共に廢止す

大會報告書